

令和8年

2月20日開会

令和8年

3月23日閉会

志太広域事務組合議会

3月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和8年3月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
-----------	---

第1日 2月20日（金曜日）

1. 出欠席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程 第1号	5
5. 開会・開議	6
6. 議席の指定	6
7. 会議録署名議員の指名	6
8. 諸般の報告	6
9. 会期の決定	6
10. 第1号議案 令和8年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和8年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算	
第3号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第4号）	
第4号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
以上4件一括上程	7
（1）提案理由の説明	7
11. 散会	9

第2日 3月23日（月曜日）

1. 出欠席議員	10
2. 出席説明員	11
3. 職務のため出席した職員	11
4. 議事日程 第2号	12
5. 開議	13
6. 諸般の報告	13
7. 一般質問	
ア、杉田源太郎議員	13
イ、石井通春議員	25
8. 第1号議案 令和8年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案 令和8年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算	
第3号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第4号）	
第4号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
以上4件一括上程	31
（1）質疑（第1号議案 2番 石井通春議員）	31
（2）討論（なし）	
（3）採決	
ア、第1号議案（賛成総員・可決）	34
イ、第2号議案（賛成総員・可決）	34
ウ、第3号議案（賛成総員・可決）	34
エ、第4号議案（賛成総員・可決）	34
9. 第5号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について	
（1）提案理由の説明	35
（2）質疑（なし）	
（3）討論（なし）	
（4）採決（同意総員・可決）	35
10. 閉議・閉会	36

令和8年3月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 3月定例会会期 2月20日（金）から3月23日（月）までの32日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
2月20日	金	本会議第1日（午後2時00分～） 開会・開議・会期決定 議案上程・提案理由説明 ○全員協議会（午後1時45分～） ○全員協議会（本会議散会后）
2月21日	土	休日
2月22日	日	休日
2月23日	月	休日
2月24日	火	休会
2月25日	水	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
2月26日	木	休会
2月27日	金	休会
2月28日	土	休日
3月1日	日	休日
3月2日	月	休会
3月3日	火	休会
3月4日	水	休会
3月5日	木	休会
3月6日	金	休会
3月7日	土	休日
3月8日	日	休日
3月9日	月	休会
3月10日	火	休会
3月11日	水	休会
3月12日	木	休会
3月13日	金	休会
3月14日	土	休日

3月15日	日	休日
3月16日	月	休会
3月17日	火	休会
3月18日	水	休会
3月19日	木	休会
3月20日	金	休日
3月21日	土	休日
3月22日	日	休日
3月23日	月	本会議第2日（午後2時～） 開議・一般質問 議案上程・質疑・討論・採決・閉会 ○議会運営協議会（午後1時30分～） ○全員協議会（午後1時45分～） ○全員協議会（本会議閉会后）

2月20日（金曜日）

○出席議員（16人）

1 番	深 津 寧 子 議員	（藤枝市議会議員）
2 番	石 井 通 春 議員	（藤枝市議会議員）
3 番	四之宮 慎 一 議員	（焼津市議会議員）
4 番	増 井 好 典 議員	（焼津市議会議員）
5 番	八 木 勝 議員	（藤枝市議会議員）
6 番	平 井 登 議員	（藤枝市議会議員）
7 番	内 田 修 司 議員	（焼津市議会議員）
8 番	石 田 江利子 議員	（焼津市議会議員）
9 番	神 戸 好 伸 議員	（藤枝市議会議員）
10 番	山 本 信 行 議員	（藤枝市議会議員）
11 番	原 崎 洋 一 議員	（焼津市議会議員）
12 番	杉 田 源太郎 議員	（焼津市議会議員）
13 番	増 田 克 彦 議員	（藤枝市議会議員）
14 番	川 島 要 議員	（焼津市議会議員）
15 番	多 田 晃 議員	（藤枝市議会議員）
16 番	村 松 幸 昌 議員	（焼津市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	友 山	眞
事 務 局 長	相 良 康 二	
事務局次長	栗 原	豊
消 防 長	増 田 好 憲	
消 防 次 長	関	剛 志

○代表監査委員 大畑 秀久

○職務のため出席した職員

書 記 長	岩ヶ谷 佳 史	(焼津市議会事務局長)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局次長兼庶務課長)
書 記	松 永 友 視	(焼津市議会事務局総務担当主幹兼議事担当主幹)
書 記	岩 田 昌 規	(焼津市議会事務局議事担当主査)

令和 8 年 3 月 志太広域事務組合議会定例会議事日程第 1 号

日時／令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 2 時開議

場所／藤枝市岡部支所 議場

第 1 議席の指定

第 2 会期の決定

第 3 第 1 号議案 令和 8 年度志太広域事務組合一般会計予算

第 4 第 2 号議案 令和 8 年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算

第 5 第 3 号議案 令和 7 年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第 4 号）

第 6 第 4 号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定
について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 2 時00分開会

○議長（村松幸昌議員） ただいまから、令和 8 年 3 月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

先に、新たに組合議会議員になられました議員を御紹介いたします。

名前を呼ばれた方は、その場で御起立ください。

内田修司議員。

○（内田修司議員） よろしく申し上げます。

○議長（村松幸昌議員） 川島要議員。

○（川島 要議員） よろしく申し上げます。

○議長（村松幸昌議員） 以上で紹介を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 議席の指定を行います。

会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議長において内田修司議員を 7 番 川島要議員を14番、以上のように指定いたします。

今期定例会の会議録署名議員には、2 番 石井通春議員、12番 杉田源太郎議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、法令に基づく報告書及び提出書類 3 件を受理しております。

この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

受理した報告事件一覧

〔監査委員報告〕

- 1 志太広域（監）第16号 令和 7 年11月分 例月出納検査結果報告書
 - 2 志太広域（監）第17号 令和 7 年12月分 例月出納検査結果報告書
 - 3 志太広域（監）第19号 令和 7 年度定期監査、工事監査結果報告書
-

○議長（村松幸昌議員） 次に、日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月23日までの32日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村松幸昌議員） 御異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から３月23日までの32日間と決定いたしました。

なお、お諮りします。

会期中の日程は、お手元に配付してある日程表のとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村松幸昌議員） 御異議なしと認めます。

したがって、会期中の日程は、お手元に配付の日程表のとおり決定いたしました。

○議長（村松幸昌議員） 日程第３ 第１号議案 令和８年度志太広域事務組合一般会計予算から、日程第６ 第４号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの４議案を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） ただいま上程されました第１号議案から第４号議案までの４議案につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、第１号議案 令和８年度志太広域事務組合一般会計予算についてであります。

一般会計予算の総額は、歳入・歳出それぞれ178億5,100万円とするものであり、前年度当初予算に比べ６億7,900万円、4.0%の増加となっております。

歳入予算の主なものは、焼津・藤枝両市の分担金が100億1,570万9,000円、ごみ処理手数料など使用料及び手数料が２億3,003万3,000円、クリーンセンター志太整備などに係る国庫支出金が31億924万4,000円、消防学校派遣職員人件費負担金など、県支出金が2,668万5,000円、クリーンセンター志太及び消防車両の整備等に係る組合債43億8,310万円を計上しております。

歳出予算の主なものは、議会費、総務費が2億1,451万5,000円、斎場会館管理費が1億9,294万7,000円、清掃総務費が1億1,837万9,000円、高柳・一色の両清掃工場、リサイクルセンター、及びクリーンセンター志太に係るごみ処理費が15億9,331万6,000円、最終処分場に係る最終処分費が3,108万9,000円、藤枝、大井川の両環境管理センターに係るし尿処理費が7億725万7,000円、クリーンセンター整備事業費が107億9,272万2,000円、志太消防本部の運営等に係る常備消防費が33億6,537万3,000円、消防車両の整備に係る消防施設費が1億1,403万6,000円、組合債の償還に係る公債費7億1,136万6,000円を計上しております。

なお、地方自治法第214条の規定による債務負担行為、同法第230条第1項の規定による地方債につきましても、所要の措置を講じております。

組合といたしましては、引き続き、組合規約に基づき事務を適正に進め、施設の運営管理を安全かつ安定的に行ってまいります。

クリーンセンター志太につきましては、来年度の供用開始に向け、地元の皆様や関係者の皆様の協力を得ながら、着実に整備を進めてまいります。

藤枝、大井川の環境管理センターにつきましては、引き続き安定した運転管理を行ってまいります。

志太消防本部につきましては、日々の救急や消防業務に加え、地震や頻発する自然災害への対応等、圏域住民の安心・安全のため、さらなる体制の強化に取り組んでまいります。

次に、第2号議案 令和8年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算についてであります。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億4,640万円とするものであり、前年度当初予算に比べ3,100万円、11.2%の減少となっております。

歳入予算の主なものは、焼津・藤枝両市の分担金及び榛原総合病院組合負担金などが1億9,844万3,000円、授業料及び入学検定料など1,582万9,000円を計上しております。

歳出予算の主なものは、学校の運営管理に係る看護専門学校費2億4,480万円を計上しております。

なお、地方自治法第230条第1項の規定による地方債につきましても、所要の措置を講じております。

看護専門学校は、開校以来多くの卒業生を志太榛原地域に送り出し、「地域医療への

貢献」という役割を担ってまいりました。これからも、志太榛原地域の医療・保健・福祉の充実を図るべく、引き続き、人間性豊かで、実践力を備えた看護師の育成に努めてまいります。

次に、第3号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ4,941万9,000円を減額し、予算総額を171億4,219万1,000円とするものであります。

主な補正内容は、歳入予算では、県支出金を1,000万円増額する一方、分担金及び負担金を4,144万3,000円、使用料及び手数料を83万5,000円、国庫支出金を1,000円、財産収入を614万円、組合債を1,100万円、それぞれ減額するものであります。

歳出予算では、早期退職者の退職手当の増額などにより消防費を451万3,000円増額する一方、事業費の確定などにより総務費を149万2,000円、衛生費を4,917万1,000円、公債費を326万9,000円、それぞれ減額するものであります。

次に、第4号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

近年、屋外のテント等に設置される簡易的なサウナ設備が増加していることから、基準の見直しが行われ、国の火災予防条例（例）が一部改正されたことに伴い、本組合の条例について所要の改正を行うものであります。

以上、4議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村松幸昌議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆様、御苦勞さまでした。

午後2時13分散会

3月23日（月曜日）

○出席議員（16人）

1 番	深 津 寧 子 議員	（藤枝市議会議員）
2 番	石 井 通 春 議員	（藤枝市議会議員）
3 番	四之宮 慎 一 議員	（焼津市議会議員）
4 番	増 井 好 典 議員	（焼津市議会議員）
5 番	八 木 勝 議員	（藤枝市議会議員）
6 番	平 井 登 議員	（藤枝市議会議員）
7 番	内 田 修 司 議員	（焼津市議会議員）
8 番	石 田 江利子 議員	（焼津市議会議員）
9 番	神 戸 好 伸 議員	（藤枝市議会議員）
10 番	山 本 信 行 議員	（藤枝市議会議員）
11 番	原 崎 洋 一 議員	（焼津市議会議員）
12 番	杉 田 源太郎 議員	（焼津市議会議員）
13 番	増 田 克 彦 議員	（藤枝市議会議員）
14 番	川 島 要 議員	（焼津市議会議員）
15 番	多 田 晃 議員	（藤枝市議会議員）
16 番	村 松 幸 昌 議員	（焼津市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	友 山	眞
事 務 局 長	相 良 康 二	
事務局次長	栗 原	豊
消 防 長	増 田 好 憲	
消 防 次 長	関	剛 志

○代表監査委員 大畑 秀久

○職務のため出席した職員

書 記 長	岩ヶ谷 佳 史	(焼津市議会事務局長)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局次長兼庶務課長)
書 記	松 永 友 視	(焼津市議会事務局総務担当主幹兼議事担当主幹)
書 記	岩 田 昌 規	(焼津市議会事務局議事担当主査)

令和 8 年 3 月 志太広域事務組合議会定例会議事日程第 2 号

日時／令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 2 時開議

場所／藤枝市岡部支所 3 階 議場

第 1 一般質問

第 2 第 1 号議案 令和 8 年度志太広域事務組合一般会計予算

第 2 号議案 令和 8 年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算

第 3 号議案 令和 7 年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第 4 号）

第 4 号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定
について

以上議案一括上程（質疑・討論・採決）

第 3 第 5 号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について

以上 1 件上程（提案理由説明・質疑・討論・採決）

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 2 時00分開議

○議長（村松幸昌議員） ただいまから本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、法令に基づく報告書及び提出書類 1 件を受理しております。

この報告事件一覧及びその写しを、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

1 志太広域（監）第20号 令和 8 年 1 月分 例月出納検査結果報告書

○議長（村松幸昌議員） それでは、日程に入ります。

日程第 1 一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

まず、12番 杉田源太郎議員。

○12番（杉田源太郎議員） 議長、12番 杉田源太郎。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

（登壇）

○12番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。通告により一般質問を行います。

表題 志太消防本部の組織体制についてお伺いいたします。

2024年 1 月には能登半島地震、7 月には梅雨前線による大雨の災害、そして2025年には九州地方で線状降水帯に伴う大雨、また全国的に林野火災が多発しています。今報告があるだけでも、広島、山梨、岡山、岩手、長野、熊本、愛媛、宮崎、また2026年 1 月には藤枝市でも発生し、志太消防本部、そして静岡市消防局、それから静岡県や自衛隊ヘリの活動によって10日間で鎮火いたしました。

志太消防本部は、あらゆる災害から住民の生命・身体・財産を守るという責務を負っていて、私たち市民にとって重要な行政機関です。人口減少が続き、高齢化が進む中で

の組織体制等について確認をいたします。

志太消防本部では、令和 7 年 3 月に消防力整備計画、令和 7 年度から11年度、これを策定しています。令和 6 年10月組合議会定例会議案説明では、派遣職員を除いた職員は266人とのことでした。令和 6 年の定年前の退職は 3 人、定年退職が 2 人、その後、補充の採用がされていると報告を受けています。職員定数は、令和 6 年度は260人だが、令和 7 年度から287人になったと報告を受けています。

ア、令和 7 年から11年度の計画では、令和 7 年263人、8 年268人、9 年274人、10年279人、11年285人とあります。前回の計画から職員定数、条例定数ですが、これを増やした理由、これを再度確認させていただきます。

イ、現在の隔日勤務者、日勤者数、過去 3 年間の退職者数、採用者数はどのようになっているのでしょうか。

ウ、退職者のうち、定年前早期退職者の人数はどのようになっていますか。

エ、人材確保に向けて、学校で案内が行われているとの報告もありました。職員採用について、そのほかどのような取組をされているのでしょうか。

オ、先日発生した林野火災では、山間部という地理的条件や延焼拡大の危険性、さらに活動の長期化も想定される中で、隊員の負担やストレスが増大することも考えられましたが、安全管理や、あるいは健康面への対応はどのように行われていたのでしょうか。

以上、一般質問といたします。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） まず初めに、多くの皆様に御心配をおかけしました、藤枝市岡部町で発生した林野火災の消火活動につきましては、志太消防本部と 2 市の連携の下、藤枝市の御尽力で、県、自衛隊、県内外の自治体、そして地元消防団など、多くの関係機関の皆様に御協力をいただき、早期に収束することができました。改めて厚く御礼を申し上げます。

それでは、杉田議員にお答えさせていただきます。

志太消防本部の組織体制についてのうち、職員定数を増やした理由についてであります。高齢化社会の進展、気候変動による熱中症や、感染症の流行等を背景とした救急需要の高まり、激甚化・頻発化する災害対応、そして職員の働き方改革への取組など、

消防を取り巻く環境の変化に対応していくため、職員定数を改正したものであります。

今後も変化する災害形態や社会情勢を注視しながら、効率的かつ適切な人員確保に努めるとともに、時代に即した消防組織体制となるよう、さらなる充実・強化を図ってまいります。

以上、私から杉田議員への御答弁とさせていただきます。

なお、そのほかの御質問につきましては、消防長から御答弁申し上げます。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

（登壇）

○消防長（増田好憲） 私から、志太消防本部の組織体制についての残りの項目についてお答えいたします。

まず、消防職員の人数と退職者、採用者の人数についてであります。消防署及び情報指令課の隔日勤務者と日勤救急担当を合わせまして226人、管理部門を担当する日勤者は35人です。

また、過去3年間の退職者は累計13人、採用者は累計17人です。

次に、定年前退職者についてであります。過去3年の退職者13人のうち、8人です。

次に、人材確保に向けた取組についてであります。インターンシップの受入れや、自衛隊・警察との三機関合同による職業説明会の開催、さらには県外の救急救命士を養成する専門学校への訪問など、幅広い採用PRを積極的に展開しております。

また、新たな取組として、女性を対象とした職業体験の実施や、若年層に身近なSNSを活用した動画配信に特に力を注ぎ、志太消防本部の魅力や職場の雰囲気をつまびらかに発信しております。

次に、職員の安全管理と健康面への対応についてであります。先日の林野火災では、現場が険しい山間地で夜間の活動は危険を伴う状況であったこと、また民家等に延焼のおそれがあったことを踏まえ、消火活動は原則として日の出から日没までに限定いたしました。

また、活動が長期間にわたることを想定し、活動前と活動後に隊員の健康確認を徹底するとともに、交代要員や休息時間の確保、さらには飲料水や食料の適時な補給など、隊員の体調管理に細心の注意を払ったところであります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） では、御答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

まず、一番最初の職員定数を増やした理由についてお伺いいたします。

定数を増やしたその理由として、今救急需要の高まりというのが挙げられました。昨年、夏が過ぎても本当に高温が続いて、私自身のところでもサイレンの音が少なくなることはなかったように感じていました。今後の対策として、具体的にどのような体制整備を行っていくのでしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） お答えいたします。

現在、管内には四つの分署があります。その救急隊の編制ですけれども、救急隊が災害の種別に応じまして、救急車と消防車、これを乗り換える部隊運用を行っております。

中でも、ＪＲ駅周辺の市街地を管轄します東分署、それと南分署では、救急需要が非常に多くなっております。まず本年度より、救急要請が集中する日中に合わせまして、東分署に救急を担当する日勤者を新たに４名配置をし、救急体制を強化したところでございます。

今後も救急需要の動向や地域特性を踏まえまして、消防力整備計画に基づきまして、さらなる救急体制の充実を図ってまいると考えております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今の御答弁の中で、東分署と南分署、分署の中でも救急需要が多いという御答弁でした。基幹署である焼津消防署、それから藤枝消防署、ここと比較した場合、出動の状況、出動の回数、それはどのようになっていましたか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） まず初めに、基幹署であります焼津と藤枝の両消防署には、１署

当たり2隊ずつ救急隊を配置しております。その1隊当たりの救急の出動件数なんですけども、令和7年中はそれぞれ約1,800件でした。

これに対しまして、東分署と南分署についても同様に推移しておりまして、約1,800件、ほぼ同等の出動件数を記録しておりまして、基幹署、先ほど言いました焼津・藤枝署の救急の専属部隊と同等の出動状況となっております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今の答弁の中で、東分署に日勤の救急担当を配置したということなんですけれど、1,800件ずつ、基幹署とほぼ同じである、人数も少ないと思うんですけれど、そういう中で、同じような件数があるということで、東分署に日勤の方を4人配置したことによって、どのような効果があったんでしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 救急要請が集中します日中におきましては、救急の専従部隊を確保することができました。これが一つです。結果として、現場到着時間が従前と比較しまして、約16秒早まるという効果が現れております。

それと、日中における乗り換え運用を開始したということで、迅速な出動が可能になったということと、あとは現場の職員の負担軽減にも大きくつながったということで、効果が現れております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 4名の配置によって、当然その分だけは負担が軽減されるというのも分かります。ただ、今の御答弁の中で、現場への到着時間は従前と比較して16秒、16秒という時間はすごく大切なことなんですけど、16秒というと、一般の人が考えるとあっという間に過ぎちゃうような気がするんですけど、この16秒はどのように解釈すればいいんですか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 我々が行います救急活動において、1分1秒、本当に命を争うというふうに認識をしております。特に心肺停止状態ですね、呼吸が止まってしまった、もしくは心臓の動きが止まってしまったというような重症な患者には、数分で脳に重大な影響が残ってしまうというようなことがあります。適切な処置が1分遅れるごとに、その後の救命率が大きく下がってしまうというようなことも統計上表れております。

こうした中、今ここでは平均16秒という数値をお示ししたんですけども、この16秒というのは、本当に効果があると思っております。その後の処置後の予後に対しても大きく影響するんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 了解いたしました。その16秒という数字が、心肺停止なんかにかなり大きな影響、1秒でも早くできるということに大きな意味があるんだということ、了解いたしました。

その中で、東分署でこういういろいろな成果、今言っていただきましたけれど、先ほども答弁いただいたんですけども、南分署でも東分署と同じ1,800件を対応しているということです。南分署も多分同じような状況があると思うんですけど、南分署の体制整備というのはどのように今後取り組んでいくんでしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 南分署につきましても救急需要が非常に高い状況にあります。東分署の成果を踏まえまして、同様の救急体制を構築していきたいと思っております。従前お示しをさせていただきました消防力整備計画に基づいて進めてまいります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 私もホームページで志太消防本部消防力整備計画を読ませていただきました。今のお話を聞いて、日勤救急隊の配置による到着時間が16秒少なくなるということがどれだけ大切なことか、それは命に直結する救急業務である、そういう

ことで、非常に大きな意義があるということが分かりました。

それで、整備計画の23ページに管内119番通報の年間の受付件数が約1万7,000件、これは令和2年から6年なんですけど、年々増え続けています。また、21ページのところにあった年齢別の救急搬送される人たちの件数が、令和2年では約8,000件で、そのうちの65歳以上が6,000人になっていました。それから、7年以降、1万人を超えて、そのうち65歳以上が約7,500人から、令和25年では約8,500人になると推測されているというグラフがあります。

今後も高齢化が進む中で、この件数が年々増えていくのではないかなと思います。今後さらなる高齢化、そういう需要増というか、高齢化が進む中で、救急の出動が多くなるんじゃないかなということが見込まれます。

東分署の成果を精査して、今後南分署をはじめとするほかのエリア、ほかにも東、南以外にも2分署があるということで、そのエリアはいろいろな特徴があると思うんですけど、そういうところでも人口密度や、あるいは年齢層の地域別の特性というのがあると思います。時間帯も、そういうものを的確に分析していただいて、今後も機動的かつ効果的に救急体制を計画的に整備していただくこと、これを要望いたします。

次に行きます。今のところで、消防職員と退職者、それから新規採用者の件ですけれども、先ほどの答弁の中で、隔日勤務者と日勤勤務者、現場活動する職員というのは226人の枠組みというふうにお答えいただいたと思います。そのほかの消防業務を考慮すると、東分署と同じような救急体制、やっぱりそういうものをとっていかなければ、この件数をちゃんとさばいていくということとはできないんじゃないかなというふうに思いますけれど、今言った南分署では、運用上、今の体制では困難があるという認識でよろしいですか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 現有の職員数で、ほかの業務とのバランスもあるものですから、一挙にそこへ持っていくというのはなかなか難しいです。今議員がおっしゃいました消防力整備計画には、計画的に人員を確保して体制を整備していくとなっておりますので、この計画に基づきまして進めていく予定でございます。

以上です。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） つまり、今回の条例改正によって職員の定数は拡充されたんだけど、各分署における救急需要の増加を鑑みれば、現在の職員定数でまだ十分でない、そういうふうになお今の答えの中から感じます。現在の職員数が適正であるか、そういうものを引き続き検証していく必要があると思います。

先ほどのこの中にも、この5年間でしたっけ、6年間だったかな、その間にこうやって増やしていく、その人数は実際の経過を見ていかなければ分からないと思うんですけど、そういう現場の負担だとか社会情勢を見極めながら、将来を見据えた計画的な人員確保、そういう体制整備、そういうものを進めていただきたいと思います。安定した消防や救急体制、その確保、こういうものにこれからも取り組んでいていただきたいと思います。

次に行きます。再質問ですけど、職員定数が拡充される一方で、定数の確保が喫緊の課題となっています。過去3年間の退職者13人のうち、定年前に退職した職員が8人という答弁でした。定年前に退職した職員が半数以上を占める状態です。これらの定年前提退職者の主な理由というのは、どんなことがあるのでしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 退職理由につきましては、個々の事情に関わる内容であります、一身上の都合による退職ということで認識をしております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 個人情報ということであれば、了解です。

では、定数の改正に伴う増員を進める一方で、現時点の実員の不足を補う手段として、定年退職者の方たちの再雇用、こういう制度の活用もされていると思うんですけど、活用人数と、その方たちがどんなことをやっているのか、それについて教えてください。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 現在、経験豊富な2名の再任用の職員を配置しております。住民への救急指導でありますとか、予防業務、そのほか若手職員への知識や技術の伝承に当

たっていただいております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 分かりました。これは消防署だけの問題じゃないと思うんです。確保した人材がずっとその職場で定着をして、そして意欲を持って働き続けることができる、こういう環境づくりについて、どのように今取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 消防業務につきましては、昼夜を問わない災害対応でありますとか、身体的、精神的な負担が非常に大きな職務であります。職員が安心して長く働くことができます職場環境の整備が重要であると我々は認識しております。

そのため、仕事と育児の両立をはじめとしたワークライフバランスの実現や処遇改善、それと健康管理対策に努めるとともに、現場の声を業務に反映させるなど、職員が意欲とやりがいを持って職務に専念できる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今言ったワークライフバランス、あるいは処遇改善、本当に大切だと思います。消防業務というのは、災害の対応などに物すごく苛酷な面がある職場だというふうに、私も時々焼津の基幹署のほうにはお邪魔するときがあるんですけど、本当にいつも暑い中、厚着というのか、そういうのを着て訓練されているのを見て、本当に大変だなというふうに思います。

そういう大変な職務でありますけれど、職員が安心して続けられる環境を整えていくこと、これは本当に安定した消防体制を維持していく上でも最重要だというふうに思います。今後も職員の健康管理、それから職場の環境改善、職場の環境改善は以前に一般質問したときに、藤枝の南分署になるのかな、みんなで見学させていただいたところですけど、休憩するところが改善されたというのは聞かせていただきました。そういう職

場の環境改善も継続して取り組んでいただきたいと思います。職員が意欲を持って職務に専念できる環境づくり、こういうものに努めていただきたいと思います。そういうものが定着と、安定した消防の救急体制確保につながるものだと思いますので、これからもそういうふうに続けていっていただきたいと思います。

次に行きます。先ほどの答弁の中で、人材確保に向けた取組について、前にも聞いてはいたんですけど、インターンシップの受入れだとか、自衛隊と警察と3機関合同でやるだとか、女性の職業体験をやったり、あるいはSNSの活用、こういうことが答弁の中にありました。今言ったのが新たな取組だと思うんですけど、新たな取組の具体的な内容、そしてそれを受けた方たちがどんな動向になっているのか、どんな効果をもたらしたのか、それについて伺います。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 女性を対象としました職業体験では、放水体験でありますとか、救助訓練など多岐にわたる業務を紹介しまして、消防の魅力を直接肌で感じていただく機会とさせていただきました。

また、SNSの動画配信でございますが、受験者層と同じ年齢層ですね、うちの職員の発案によるもので、若年層の親しみやすさを意識しまして、女性職員の活躍や訓練風景を短く編集した動画の配信を行っております。これらの動画は、再生回数が40万回を記録するものもあって、多くの受験者から「動画をきっかけに志太消防本部を知った」というような声も寄せられております。若手職員の創意工夫による広報の効果が確認されたのではないかなと考えております。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 女性向けの職業体験が実施されていたり、あるいはSNSを活用した動画配信、今いろいろな分野ですごくはやっているものだと思うんですが、私はこの分野は得意ではないものであまり分からないんですけど、若手職員によって新たな広報の取組がやられたということですね。現在の若い方たちにとって、SNSというのは多く利用されていて、人材確保に向けた意義ある取組、自分の感覚としてはあまりよく分からないところがあるんですけど、全くそのとおりなんだろうなと。いろいろ

選挙だとかを含めても、ショート動画だとかそういうものに大きな反応を示してくれているというのも聞いています。今から少子高齢化による労働人口の減少や働き方に対する価値観、そういうものがどんどん多様化しているという背景をもとに、人材確保を取り巻く環境というのは、本当にどの職場も厳しさを増していると思います。こういう状況を踏まえて、今後も消防の仕事の魅力ややりがいにより多くの人に伝わるよう、創意工夫、こういうものの情報発信を継続して、人材確保につなげていただこうようお願いいたします。

最後に、林野火災の件で職員の安全管理と健康面の対応についてお伺いいたします。

県外やほかの地域での林野火災、そういうものより早い消火ができたことについてはよかったなと思います。活動前後の隊員の方の健康確認、これはどのように実施されて、夜中はやらないでという答弁をいただきましたけれども、物すごく厳しい条件の中での活動、その中での体調不良者がもしあったとすれば、どのようなふうになっていたでしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 活動前後の健康確認でございますけども、現場にいる部隊長が直接隊員一人一人に、体温でありますとか疲労感を自己申告させまして、確認することとにかく徹底をさせていただきました。また、活動中も隊員の体調、疲労の状況を適宜確認をしまして、適切な休憩や交代を行うなど、安全管理に配慮した活動に努めたところであります。

こうした取組もありまして、体調不良者は発生せず、安全に活動を終了することができました。

以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今回の林野火災では、自衛隊や県内外の防災ヘリコプターなど広域な応援があったというふうに聞いています。組織間の連携体制、こういうものが円滑に行われたと思うんですけれど、どのように行われたのか確認をさせてください。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 消防では火災の通報を受けた直後から、直ちに藤枝市、それと焼津市、県、関係機関と情報を共有しまして、必要な応急対策を実施いたしました。

現場では、焼損面積が非常に広範囲に及んだということもありまして、各部隊の活動するエリアを区分けさせていただきました。それを共通する図面に落とし込みまして、関係機関と共有をして活動を行ったところでございます。この共有した地図を基に、空中の消火部隊と地上の消火部隊が効果的な消火活動を展開することができました。これをもって、各関係機関との連携は非常にうまくいったのではないかと考えております。以上でございます。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 今お聞きして、ニュースなんかで見たときに、全体の面積で20ヘクタールぐらいというかなり広範囲な火災だったと思うんですけれど、今言った地図をつくったりだとか、それを共有して円滑に行われたということなんですけれど、円滑に行われて何も反省する点がなかったのかどうか分かりませんが、今回の活動を通じて、今後改善すべき点もあったのでしょうか。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 検討事項でございますけれども、さらに効率的に消火活動ができるような資機材の研究、それと活動の長期化に備えました後方支援の在り方についても、今後調査研究を進めていく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○12番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 杉田議員。

○12番（杉田源太郎議員） 分かりました。本当にうまく行ってよかった。だけれども、今後どういう状態になるかというのは分からないので、林野というか、その場所がどういう状態なのかというのも個々によって全部変わると思うので、今答弁いただいたように、今後活動が長期化したときにどのようにやったらいいかという研究を進めていただきたいと思います。

今回の火災原因については、この前お聞きしたときにはまだ確認中というふうに聞いているんですけれど、今までのほかのところでの調査なんかで、原因の多くが野焼き、

そういうもので火が飛んで、林野に飛び火していったというのが多いと思うので、私たちが焼津市のLINEのそういうページを開くと、林野火災に向けてこれを注意してくださいというのが出て、そういうものが市民に共有されるということがすごく大事ななというふうに思います。今回の林野火災で、関係機関との連携や広範囲な応援体制が適切に機能したということで、現場活動では滞りなく進められたということは、すごく素晴らしいことだと。今後もそういうことが、あっては困りますけれど、体制としてできるようにしていただきたいと思います。

昨日の報道で、群馬県の上野村ですか、そこでも住民が一時避難しなければならないような火災が起こって、これも同じような約20ヘクタールの林野火災が発生していて、まだ消火されていないと聞いています。

日夜その現場で活動をされている職員の皆さん、この取組に私たちは本当に感謝するとともに、市民の安心安全を支える消防本部の組織体制、この実効性を今改めて確認させていただきました。

一方で、先ほども言いましたが、高齢化が進む中で、救急需要の増加、それから災害の多様化、また働き方への価値観も多様化している。消防を取り巻く環境は、先ほどから言っていますが、消防だけじゃないけれど、ますます厳しさが増していくと思います。こういう状況下でも市民が安心できる体制を維持していくためには、人材確保や、先ほど答弁いただきました育成、職員の健康管理、働きやすい健康づくり、関係機関との連携強化、消防本部の組織体制を支える取組を着実に進めていく必要があると思います。

消防には、職員が安心して職務に専念できる体制を引き続き整備するとともに、計画的な人員配置、それから現場力の向上ですね、これが一番大事だと思います。市民の安全安心の確保に全力で取り組んでいただくことをお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（村松幸昌議員） 次に、2番、石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 石井議員。

（登壇）

○2番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

今日は、クリーンセンター志太の運営方針について質問いたします。

令和4年に契約となりましたクリーンセンターは、タクマ、西松建設、角丸建設、山田組によって設計・建設業務が委託され、来年1月1日の本格稼働に向けて順調に工事は進んでおります。

しかし、もちろん完成をもって全てが解決したわけではございませんで、今後最短でも20年間とされている運営をどう進めていくというのが次の課題であると思います。

まず、完成後の運営は、新たに特別目的会社 志太ハイトラストを設立いたしまして、その任務に当たらせることになっておりますが、この施設は現在、高柳、一色の両清掃工場の運営とどう相関をしているのか。

次に、20年間の運営期間中、故障や事故など、当然いろいろなことが起こると思います。組合とこの事業者、特別目的会社ですね、このどちらがその責を負うのかにつきましては、令和3年2月15日に定められましたクリーンセンター整備運営事業実施方針のリスク分担表で見ることができますが、それ以外に取決めはなされているでしょうか。

最後に、今後リスクが発生した場合、その賠償責任は、組合か事業者いずれかが負わなければなりません、組合側に起因するものであれば、その費用負担に対処できる方策はなされているでしょうか。

以上です。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 石井議員にお答えいたします。

クリーンセンター志太の運営方針についてのうち、高柳清掃工場、一色清掃工場の運営との相関性についてであります。

新施設となりますクリーンセンター志太の運営につきましては、クリーンセンターの運営業務を目的に、新たな特別目的会社を設立したため、現施設である高柳清掃工場、一色清掃工場及びリサイクルセンターにおける業務受託者とは、別会社であることから関係はございません。

以上、私から石井議員への御答弁とさせていただきます。

なお、そのほかの御質問につきましては、事務局次長より御答弁申し上げます。

○事務局次長（栗原 豊） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 事務局次長。

(登壇)

○事務局次長（栗原 豊） 私から、リスク負担についてお答えします。

初めに、リスク分担表以外でリスクを定めるものに何があるかについてであります。責任分担の程度や具体的な内容など、リスク分担の取決めの詳細については、令和3年5月31日に示した（仮称）クリーンセンター整備・運営事業要求水準書に基づき、組合と事業者が協議を行い、令和4年3月24日に議会の議決を経た基本契約書及び運営業務委託契約書に定めております。

次に、組合側が起因したリスクの費用負担についてであります。組合が負担するリスク発生時の費用としては、組合が加入する賠償責任保険等で対応する予定です。

なお、事故やトラブルのリスク発生の予防も含め、運転状況については、組合職員の日常モニタリング等により要求水準書に定める履行状況の確認を実施してまいります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（村松幸昌議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） この質問をさせていただいたのは、完成後においても、なるべく組合の負担がかさむことがないように求めていくという考えから行っておりますので、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず、現在の高柳と一色と、それから新たな特別目的会社との相関性はないということでございますけれども、ここで聞いたのは、現在の運営をしているわけですね、高柳と一色を。現在の運営のノウハウを新しい工場でも生かすことができないかという観点での質問なんです、具体的に相関性はもちろんありませんけれども、現在働いている従事者の方が新しい会社のほうにも行くとか、そうしたところの関係性はあるかということについてはいかがでしょうか。

○事務局次長（栗原 豊） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 事務局次長。

○事務局次長（栗原 豊） 特に高柳清掃工場においては、発注元のタクマと同じ会社が今受注しておりまして、従業員がある程度こちらのほうに移るような話は内々的にはしているようですけれども、何名というわけにはいきませんが、極力現状にそぐうような形で進めているという話は聞いております。

以上でございます。

○議長（村松幸昌議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 数名というか、一部そういった引き継ぎができていくというところはあるというふうなお話、ぜひそういったところで進めていただきたいと思います。

そして肝心なところなんですけど、これから少なくとも20年、20年以上のこともあり得ますが、必ず老朽化してくるはずですよ。当然、原状回復措置等の追加工事といったものが出てくるわけです。そういうときに老朽化などの追加工事、原状回復措置等は、基本的に全て事業者の負担でよいかということですが、いかがでしょうか。

○事務局次長（栗原 豊） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 事務局次長。

○事務局次長（栗原 豊） 運営委託業務内にて維持管理補修費用も計上しておりますので、基本的には事業者負担となります。

なお、要求水準書には、「本施設が30年以上にわたり基本性能を十分に発揮できるよう維持管理業務を行うこと」と明記しておりますので、20年間の委託期間の終了時に、今後10年程度の利用を考慮した修繕工事をするようにしております。

以上でございます。

○議長（村松幸昌議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 運営委託業務内にて計上されており、老朽化などの追加工事は基本的に事業者負担となるということですね。20年間というところは。ここは確認できた。ここが一番大事なところだというふうに私は思っております。

それを確認できましたので、大体大意はつけたと思うんですけど、一方でリスク分担表にいろいろと書いてあるわけです。責任がどちらになるかと。その中には、第三者への賠償責任というものがあまして、その責により組合か事業者双方がその責を負うということが書かれていて、どちらでも責を負うことがあるということがリスク分担表ではあるわけですね。

一方で、運営機関における施設設備損傷リスクは、老朽化、劣化は先ほどの答弁どおり事業者負担としておりますが、第三者への賠償責任というところについては曖昧なところがあるんですが、その見極めはどうできているのでしょうか。

○事務局次長（栗原 豊） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 事務局次長。

○事務局次長（栗原 豊） 基本的には、事業者の故意・過失、または法令等の不遵守に

よる場合は事業者、組合の故意・過失、または法令等の不遵守による場合には組合の負担となりますが、施設の老朽化や劣化、もしくは事業者の善管注意義務等に基づく損害は事業者負担となりますので、曖昧な規定とは考えておりません。

以上でございます。

○議長（村松幸昌議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） もう少し具体的に聞きます。事業者の故意・過失、または法令等の不遵守による場合はもちろん事業者ですけど、組合も同じ言葉で言っているんですね。故意・過失、法令等の不遵守の場合は組合の負担となると。故意・過失、法令等の不遵守というのは、いろいろと含まれてくるというふうに思うんですけども、もう少し聞きますと、今後20年間の運営で、老朽化などで部品交換などが当然出てくるというふうに思いますが、耐用年数など自然に発生し得る交換などは、事業者の負担となるのが原則であるというふうに考えますけれども、事業者のほうから部品交換を実施する際に請求が来るとします。そのときに、組合の管理業務違反だという理由で事業者のほうから請求が来るようなケースは、想定できるのかということですが、どうでしょうか。

○事務局次長（栞原 豊） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 事務局次長。

○事務局次長（栞原 豊） 基本的に先ほども申しましたけども、老朽化に伴うリスク分担は事業者が負担することとなっております。

ただ、要求水準書にもありますように、事業者側の搬入管理といって、搬入したものを適切に管理しなさいという項目があるものですから、その辺を考慮しますと、搬入物の検査等は事業者の責務としてやらなければなりませんので、基本的には事業者が負担することとなります。

以上です。

○議長（村松幸昌議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 基本的には事業者の負担ということですね。

先ほど搬入のことを触れられましたので、私たちも視察に行った際に、搬入のときに異物の混入で、ボタン電池でしたかね、そういうものが混入されて、それが原因で非常に甚大な被害を被ったというケースが、町田市ですかね、あったんですが、こういう搬入物が判別できないときのリスク分担というのは、具体的にどちらになっているかということですが、いかがでしょうか。

○事務局次長（栗原 豊） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 事務局次長。

○事務局次長（栗原 豊） 基本的には、先ほども言ったように事業者が運営を預かるような形になるものですから、事業者が負担するようになります。

ですけども、我々職員のほうもそれを監視するというのはあるものですから、タイアップしてやるような形になりますけども、もし事件的なものが起きたときには、そこでまた双方で話し合っ解決するような形になると思います。

以上です。

○議長（村松幸昌議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 基本的には事業者ですけど、リスク回避する義務は組合にも当然あるというふうには思いますので、投入時の確認といったことは、今以上に徹底していかなきゃいけないのは、それは組合のほうの仕事かなというふうに思います。

それから、リスク発生の際に、最初に答弁がありましたが、組合の費用負担になったときには、賠償責任保険等によって、組合のリスク負担は保険に入っているということでした。一方で事業者の負担となった場合に、事業者が補償金を支払わなければいけないわけなんですけど、きちんと事業者のほうで補償ができるように、責任保険加入を事業者に対して義務づけなどは行っているのでしょうか。

○事務局次長（栗原 豊） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 事務局次長。

○事務局次長（栗原 豊） 運營業務委託契約書には、契約書保証金の納付や、運営期間中に事業者が加入すべき保険を定めており、組合に対する賠償を補償するための履行保証保険や、施設の管理不備が原因で第三者にけがを負わせた場合などの損害を補償する第三者賠償責任保険等の加入を義務づけております。

以上でございます。

○議長（村松幸昌議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 保険の加入を義務づけているということで、履行できるというお答えでした。分かりました。

以上で質問は終わりますけど、今後長期にわたる20年間の運営があるわけですから、その際、価格の高騰ですとか、人件費ですとか、今言葉だけでいろいろと請求が来るようなケースが多いんですけど、基本的に老朽化等の負担は事業者にあるということはお答え

いただいたというふうに思いますので、組合員の負担がなるべくかさまないように求めまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村松幸昌議員） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

○議長（村松幸昌議員） 日程第2 第1号議案 令和8年度志太広域事務組合一般会計予算から、第4号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案を一括して議題といたします。

ただいま上程中の4議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 石井議員。

（登壇）

○2番（石井通春議員） 第1号議案 令和8年度志太広域事務組合一般会計予算について、まず衛生費の国庫補助金なんですが、前年比8億弱の補助金減額に伴って、2市の分担金が各4億弱増えているわけです。この説明が、クリーンセンター志太の管理棟が補助対象外となったためということですが、巨額の負担になっています。その経緯を確認させていただきたいと思います。

それから、利子の償還、借金の返済ですね。利子の部分だけで2,900万だったのが2億2,000万円へと急増しています。これも主にクリーンセンターの償還でありますけども、今後の借金の返済計画、償還計画ですね、元金及び利子についての見込みはどうなっているかということです。

以上です。

○事務局長（相良康二） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 事務局長。

（登壇）

○事務局長（相良康二） 石井議員にお答えします。

初めに、第1号議案 令和8年度志太広域事務組合一般会計予算のうち、クリーンセンター志太整備事業により、分担金が令和7年度と比べ増額となった経緯についてです

が、クリーンセンター志太整備事業では、工場棟や資源ごみ処理施設など、補助対象となる施設の整備と、管理棟の一部や外構など、補助対象とならない施設の整備が事業計画において当初より位置づけられております。

事業計画では、当初より事業最終年度となる令和8年度は、補助対象とならない施設の整備が令和7年度と比べ多く計画されているため、2市の分担金が増となっております。

なお、2市におきましては、有利な財源として、交付税措置のある合併推進債を活用することとしております。

次に、公債費における元金及び利子の償還計画についてですが、公債費のうち元金には、令和6年度までの借入に係る償還金4億9,078万円を計上しております。利子には、令和6年度までの借入に係る償還金と、令和7年度に借り入れる予定の57億8,300万円に係る償還金、及び令和8年度に借り入れる予定の43億8,300万円のうち、クリーンセンター志太の工事完了に伴う借入に係る償還金など、2億2,058万6,000円を計上しております。

元金には償還の据置期間があり、借入れ額の大きいクリーンセンター志太の令和7年度及び令和8年度の借入に係る償還は、令和11年度及び令和12年度からになります。

令和12年度までの償還計画ですが、元金償還金は、令和9年度が約5億900万円、令和10年度が約5億7,900万円、令和11年度が約9億2,100万円、令和12年度が約11億4,500万円と見込んでおります。

利子償還金は、令和9年度が約3億4,000万円、令和10年度が約3億3,900万円、令和11年度が約3億3,200万円、令和12年度が約3億1,900万円と見込んでおります。

以上、石井議員への御答弁とさせていただきます。

○議長（村松幸昌議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） いろいろと数値の羅列もいただきましたけど、最初の補助金がなくなったということです。なくなったというか、補助対象がないということです。それがクリーンセンター工事の管理棟部分だということで、財源は2市の合併推進債が有利な起債だということで利用するということでしたが、私、藤枝市議会でこれを聞きますと、それでも6億かかるということが答えにありました。なかなか巨額なんです。

それで、管理棟は補助対象にならなかった、今工事の最終版に来て、管理棟はまだできていないわけなんですけど、先ほどお答えがあったんですが、そもそも管理棟の部分

というのは、補助金の名称がありましたね、最初からその対象外であったのか、それははっきり分かっていたのかということ、そうであれば仕方がないと思うんです。そこを一つ確認させていただきたいと思います。

そして、今後の見通しにつきましては、今巨額の起債を行って、利子だけは返していかなくちゃいけないんですけど、元金のほうは今据置きなので、これから令和11年、12年にかけては増えていくということで、数字のお答えがありました。利子の返す額は約3億ぐらい推移していくということですが、元金については今5億ぐらいですけど、令和12年には11億ぐらいになるということですね。

問題は、そういう見通しは立つんですが、この先、クリーンセンターの償還がずっと続いていくんですけど、一方で組合の事業というのは、おおむねですけど、巨大事業というのはこれでようやく一息ついたかなと。し尿もそうですしね、それもついたんですけど、もちろん消防なんかもまた出てくることはあると思いますが、大きな山は越えたと思っているんですが、元金の償還の額は、令和12年度が約11億ということですが、その先は大体これと同じぐらいなのかどうか、事業の状況を見ればそれぐらいの見通しはつくんじゃないかなというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○事務局長（相良康二） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 事務局長。

○事務局長（相良康二） 管理棟等の建設につきましては、最初から補助対象外であるということを承知の上で計画をさせていただいております。

次に、今後の償還の見通しにつきましては、これまでの大型事業としましては、斎場でありますとか環境管理センターの事業等がありまして、そちらがおおむね令和17年度ぐらいから償還の完了になってまいります。クリーンセンターのほうにつきましては、令和28年度が償還の完了を予定しておりますので、環境管理センター、斎場等の償還が終了するまでの令和17年度ぐらいまでは、今お示ししました数字が推移して、そこ辺りからは減っていくというような計画になっております。

以上です。

○議長（村松幸昌議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 終わります。

○議長（村松幸昌議員） 以上で通告による質疑は全て終了いたしました。

これで質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の４議案に対して、討論のある議員は議長まで通告願います。

午後３時０６分 休憩

午後３時０６分 再開

○議長（村松幸昌議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の４議案に対する討論に入るのでありますが、討論の通告はありませんので、討論はないものと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、第１号議案をお諮りします。

第１号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（村松幸昌議員） 起立総員であります。

したがって、第１号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第２号議案をお諮りします。

第２号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（村松幸昌議員） 起立総員であります。

したがって、第２号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第３号議案をお諮りします。

第３号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（村松幸昌議員） 起立総員であります。

したがって、第３号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第４号議案をお諮りします。

第４号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（村松幸昌議員） 起立総員であります。

したがって、第４号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（村松幸昌議員） 日程第３ 第５号議案 志太広域事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 管理者。

○管理者（中野弘道） ただいま上程されました第５号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について、提案の理由を御説明申し上げます。

本組合監査委員であります大畑秀久氏が、令和８年３月３１日をもって退任することに伴いまして、新たに服部光雄氏を選任いたしたく、地方自治法第１９６条第１項及び志太広域事務組合同規約第１３条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案の理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村松幸昌議員） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（村松幸昌議員） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（村松幸昌議員） 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

第５号議案を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村松幸昌議員） 御異議なしと認めます。したがって、第５号議案は同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和８年３月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後 3 時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議

長

村松幸昌

会議録署名議員

石井通春

会議録署名議員

杉田源太郎